

【工事請負等】提出書類一覧

- 下記の書類を一つのファイルにPDF化（カラー）し、電子メールで提出をお願いします。
- 原本の郵送は必要ありません。

	書類名	備考
①	業者登録申請書 ※様式はHPに掲載しています	・代表者名は支社長や支店長、営業所長等の契約締結権限のある方でも可能です。
②	使用印鑑及び適格請求書発行事業者登録番号届 ※様式はHPに掲載しています	・印鑑の形（丸、四角）の指定はありません。
③	建設業の許可についての通知書	・建設業法第3条第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の通知書の写し
④	支店・営業所一覧	・指定様式はありません。様式は任意です。 ・御社ホームページや会社パンフレット等に掲載されている場合、または代用できる資料がある場合は、それらをPDF化してください。
⑤	主要取引金融機関名	
⑥	主要工事経歴書（過去3年間）	
⑦	直近の決算書（単年度）	・提出は任意です。

※書類提出後に、会社名、代表印など大幅な変更がある場合は、変更が生じた旨、ご連絡をお願いします。

また、次のいずれかに該当する場合は、業者登録申請を受理することができません。受け取り後に発覚した場合は、未提出として取り扱い、提出いただいたデータ（書類）は責任を持って破棄させていただきます。

- (1) 提出データ（書類）に、虚偽の申告が見つかった場合
- (2) 見積り等に当たり、談合を行い、本法人に不利益を及ぼした場合
- (3) 契約履行に際し、故意又は重大な過失により、請負内容を粗雑にし、又は物件の品質、数量に関し不正の行為があった場合
- (4) 公正取引委員会から排除措置命令又は勧告を受けている（進行形）場合
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立を行う場合又は行っている場合
- (6) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続が行われる場合又は行われている場合
- (7) 自社において反社会的勢力の関係者が在職している場合または取引を行っている場合
- (8) その他、本法人に不利益を及ぼす行為をした場合

以上